

事務連絡
令和6年6月4日

各病院、診療所及び助産所の管理者 御中

京都府健康福祉部医療課

医療機能情報提供制度に係る定期報告について（再依頼）

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療法第6条の3の規定により、すべての病院、診療所及び助産所の管理者様におかれましては、住民・患者が病院等を適切に選択するために必要となる情報（医療機能情報）を都道府県へ御報告いただくこととされています。

京都府に御報告いただいた医療機能情報につきましては令和6年2月29日付6医第155号でお知らせしているとおり、令和6年4月より、厚生労働省のHP「医療情報ネット」で公表されておりますが、令和6年5月24日現在、京都府下の報告状況は低調な状況でございます。

つきましては、すべての医療機関を「医療情報ネット」において検索及び閲覧できる状態とするため、定期報告（登録情報の確認）の報告期間を延長いたしますので、下記のとおり報告をいただきますようお願いいたします。

記

1 報告期限 6月17日（月）

2 報告方法

① G-MISにログイン (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login>)

② 操作マニュアル (https://www.pref.kyoto.jp/iryo/documents/manual_teiki.pdf)

(P6～18)を参照の上、医療機能情報を入力。※報告ボタンをクリックしなければ報告済みになりませんので、上記①②の作業完了後、画面上部の報告ボタンのクリックをお願いいたします。

3 その他

- ・G-MISには、令和5年11月30日時点でよろずネットに登録されている情報が入力されていますので、内容を御確認の上、更新が必要な箇所について修正してください。移行前後で内容が変更された項目や直近の医療の実績等につきましては、未入力となっていますので、各施設において入力をお願いします。
- ・報告いただいた内容は、基本的にそのまま公表することとなりますので、入力内容については十分に御確認をいただきますようお願いいたします。
- ・報告期間内に定期報告を完了いただけなかった場合、現在の登録情報（令和5年11月30日時点でよろずネットに登録されている情報）をそのまま公表させていただきますのでご承知おきください。

(担当) 京都府健康福祉部医療課医務・看護係
電 話：075-414-4748・4652
メー ル：iryo@pref.kyoto.lg.jp